年末の交通事故防止運動

令和８年度　12/1火～12/10木



12月1日（火）は「交通安全意識を高める日」です

12月2日（水）は「自転車安全利用の日」です



回　覧

姫路市交通災害絶滅対策本部

姫路市三左衛門堀西の町3
防災センター5階 危機管理室
TEL（079）221-2090

運　動　重　点

歩行者の安全確保と反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用促進

歩行者優先意識の徹底

横断歩道で歩行者がいれば一時停止しましょう。運転中のスマホ操作は事故の原因になるため、やめましょう。



反射材用品等を自発的に活用しよう

安全のために、明るい服装や反射材を身に着けて外出しましょう。

飲酒運転等の根絶及び早めのライト点灯やハイビームの活用の促進

飲酒運転の根絶

飲酒運転はもちろん、飲酒した人に車や自転車を貸す等の行為をした人も厳罰です。



無灯火は危険です

夜は周囲が見えにくくなることから、早めにライトを点灯し、歩行者に注意しましょう。

自転車等の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメット着用促進

自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行　歩道は例外、歩行者を優先
②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
③夜間はライトを点灯
④飲酒運転は禁止
⑤ヘルメットを着用

